

境港市新規需要開拓設備資金制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の中小企業者等の新たな需要獲得を目指す競争力強化のための事業展開に必要な資金の融資を促進することを目的とし、境港市企業自立サポート事業基本要綱（平成18年4月1日施行。以下「基本要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱に掲げる用語の定義は、基本要綱第2条に定めるものとする。

(融資対象者及び融資条件等)

第3条 この資金の融資対象者及び融資条件等は、次のとおりとする。

融資対象者	導入・新設、能力増強・拡張、更新・建替、維持・補修、合理化・省力化などのための設備投資を伴う計画に取り組む者																				
資金の用途	ア 設備資金 イ アに係る事業実施のために必要となる運転資金（ウに該当する場合を除く。）又は借換資金（アの設備資金に併せて借り入れる場合に限る。） ただし、借換資金は、保証協会の信用保証付き借入金（境港市中小企業小口融資、境港市中小企業小口融資等特別資金、境港市経営活力再生緊急資金、境港市経営活力強化資金、境港市経営体質強化資金及び境港市経営再生円滑化借換特別資金を除く。）の借換えを行う場合に限る。 ウ 運転資金（海外子会社等の設備投資を目的とした当該海外子会社等への出資、社債引受又は貸付資金に限る。）																				
融資限度額	保証協会の定めるところによる。																				
融資期間	20年以内（据置3年以内を含む。） 【据置期間の特例】 次のア及びイのいずれにも該当する場合又はウに該当する場合は、据置期間を5年以内とする。 ア 業態転換等に必要な資金であること。 イ この据置期間の特例措置を受けようとする者は、アに係る事業計画を作成し、計画の実行状況に係る金融機関への定期的な報告を行うこと。また、必要に応じて実行状況を踏まえた経営サポート会議等による経営支援を受けること。 ウ SDGs特別利率の適用を受ける者 ※「業態転換等」とは、次のいずれかに該当する場合に限る。（以下特別利率の適用について同じ。） (1) 新分野進出 新製品の開発又は生産、新サービスの開発又は提供によりこれまで行ってきた事業が帰属する業種と日本標準産業分類(細分類)が異なる業種に属する分野に新たに進出するもの又は転換するものをいう。 (2) 業態転換 新たな需要を獲得するために製品の新たな生産又は販売方式の導入、サービスの新たな提供方式の導入を行うものをいう。 (3) 商圏拡大 新たな需要を獲得するために新たな商圏へ進出するもの(これまでの圏域と地理的に異なる圏域への進出をいう。海外展開を含む。)をいう(県内事業所の閉鎖や従業員の雇用調整(解雇等、従業員の雇用安定に影響を及ぼすもの)を伴わないものに限る。)。																				
融資利率	下表のとおりとする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 35%;">10年以内</th> <th style="width: 35%;">10年超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常利率（変動金利）</td> <td>年1.66パーセント</td> <td>年1.87パーセント</td> </tr> <tr> <td>※1 特別利率（変動金利）</td> <td>年1.43パーセント</td> <td>年1.60パーセント</td> </tr> <tr> <td>※2 SDGs特別利率</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>当初5年（固定金利）</td> <td>年1.00パーセント</td> <td>年1.00パーセント</td> </tr> <tr> <td>6年目以降（変動金利）</td> <td>年1.43パーセント</td> <td>年1.60パーセント</td> </tr> </tbody> </table> ※1 特別利率の適用は、次のいずれかに該当する場合に限る。 ア 鳥取県産業未来共創条例施行規則第2条に定める重点分野にかかる			区分	10年以内	10年超	通常利率（変動金利）	年1.66パーセント	年1.87パーセント	※1 特別利率（変動金利）	年1.43パーセント	年1.60パーセント	※2 SDGs特別利率			当初5年（固定金利）	年1.00パーセント	年1.00パーセント	6年目以降（変動金利）	年1.43パーセント	年1.60パーセント
区分	10年以内	10年超																			
通常利率（変動金利）	年1.66パーセント	年1.87パーセント																			
※1 特別利率（変動金利）	年1.43パーセント	年1.60パーセント																			
※2 SDGs特別利率																					
当初5年（固定金利）	年1.00パーセント	年1.00パーセント																			
6年目以降（変動金利）	年1.43パーセント	年1.60パーセント																			

	事業を行う場合 イ 業態転換等を行う場合 ウ 事業承継を契機として事業承継者が雇用の維持・拡大を図る場合 エ 地域経済の活性化に資するものとして県や国など公的機関から設備投資に対する補助金等を受けて行う場合 オ 法改正等による規制強化に伴って行う場合 ※2 SDG s 特別利率の適用は、とっとりSDG s 企業認証制度の認証書を取得し、SDG s に資する設備投資を行う場合に限る。																				
信用保証	全て保証協会の保証を必要とする。																				
保証料率	次の区分に従って、下表のとおりとする。 (単位：%)																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>料率区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証料率</td> <td>0.68</td> <td>0.64</td> <td>0.59</td> <td>0.54</td> <td>0.49</td> <td>0.45</td> <td>0.40</td> <td>0.30</td> <td>0.23</td> </tr> </tbody> </table>	料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	保証料率	0.68	0.64	0.59	0.54	0.49	0.45	0.40	0.30	0.23
	料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨											
保証料率	0.68	0.64	0.59	0.54	0.49	0.45	0.40	0.30	0.23												
※海外投資関係保証の適用を受ける場合は、区分⑤を適用する。 ※経営力向上関連保証の適用を受ける場合は、区分⑥を適用する。 ※経営安定関連保証（セーフティネット保証）5号、7号又は8号の適用を受ける場合は、保証料率は0.35%とする。																					
担保	保証協会の定めるところによる。																				
保証人	保証協会の定めるところによる。																				
償還方法	割賦均等償還																				

(融資の申込み)

第4条 この資金の融資を受けようとする者は、新規需要開拓設備資金申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に関係書類を添えて、商工団体に提出するものとする。

なお、特別利率の適用を受けようとする者は、特別利率適用確認書（様式第2号。以下「確認書」という。）を申込書に添付するものとする。

また、SDG s 特別利率の適用を受けようとする者は、SDG s 特別利率適用確認書（様式第3号。以下「SDG s 確認書」という。）を申込書に添付するものとする。

2 申込書及び確認書またはSDG s 確認書（以下「申込書等」という。）の提出を受けた商工団体は、申込書等の内容を精査するとともに、特別利率適用要件又はSDG s 特別利率適用要件の適否を確認した後、申込書等を保証協会に送付するものとする。

(融資の内定と実行)

第5条 保証協会は、申込書等を受け付けたときは、金融機関と保証及び融資に関する協議を行い、適当と認めたものについて、金融機関に内定の通知を行うとともに、商工団体に対し、審査結果を通知するものとする。

2 内定の通知を受けた金融機関は、内容を審査の上、この資金の融資を実行するものとする。

(融資実行の報告)

第6条 基本要綱第8条に定める報告先は県及び市とする。

(資金措置)

第7条 この資金を運用するため、市は預託により、取扱金融機関に対して次のとおり資金措置を行うものとする。

(1) 預託額 この資金の融資額に対し、市長が別に定める割合を乗じた額

(2) 預託利率 市長が別に定める。

(3) 預託期間 年度更新とし、取扱金融機関の融資期間を限度とする。

(所掌)

第8条

この要綱等に関する事務は、境港市産業部水産商工課において所掌する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 3 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、改正後の境港市新規需要開拓設備資金制度要綱の規定は平成 27 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 9 月 1 日から施行し、平成 28 年 7 月 1 日以降の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 3 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日以降の貸付から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 8 月 24 日から施行し、令和 5 年 8 月 8 日以降の貸付から適用する。